

V シンポジウム・研修

I シンポジウム

(1) 『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム

子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して、『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウムが2002(平成14)年から毎年開催されています。

2025(令和7)年度は、2026(令和8)年2月7日～8日に埼玉県入間郡三芳町で開催され、擁護委員、調査相談員が参加し、第1分科会「子どもの相談・救済」において、擁護委員がコーディネーターを務め、基調報告を行いました。また、2月6日に非公開で開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に擁護委員と調査相談員4名が参加しました。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム
2025三芳町

テーマ
「地方自治から広げる子どもの権利」
～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

2026年 2月7日(土) 13:00～16:45
2026年 2月8日(日) 10:00～16:50

会場 三芳町文化会館 ホール

【場所】 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

※オンライン配信もあります！
※参加申込は、2026年1月8日(水)まで。
※オンライン配信で視聴する場合も参加申込が必要です。

三芳町 全国自治体シンポジウム

詳細はこちら 参加申込

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町

2026年 2月7日(土) 13:00～16:45
2026年 2月8日(日) 10:00～16:50

・オープニング 13:00～13:25
・全体会 13:30～16:45

【シンポジウム】
「地方自治から広げる子どもの権利」
～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

・基調講演「地方自治から広げる子どもの権利」野村武司(東京経済大学)
・自治体報告
①開催自治体の取組 埼玉県三芳町
・子ども参加報告(国際交流/子どもの居場所と意見表明・反映の取組)
②東京都武蔵野市
③東京都杉並区
④埼玉県和光市
・パネルディスカッション

2026年 2月8日(日) 10:00～16:30
※分科会の会場参加には定員があります。

分科会	内容	コーディネーター
分科会①	子どもの相談・救済	間宮 静香、福田 みり、安 ウンギョン、横井 進
分科会②	子どもの虐待防止	野村 武司、鈴木 秀洋、川松 亮、中板 育美、小出 真由美
分科会③	子どもの居場所	安部 芳絵、浜田 進士、西野 博之
分科会④	子ども参加	林 大介、川野 麻衣子、喜多 明人、吉田 花一郎
分科会⑤	子ども計画	加藤 悦雄、井上 寿美、森田 明美、我謝 美左子
分科会⑥	子ども条例	吉永 省三、松倉 聡史、内田 塔子、松原 信雄

・公開コーディネーター会議(総論) 15:50～16:50
・統括コーディネーター 半田 勝久(日本体育大学)
監修 結花(特定非営利活動法人 れでいばーど)

三芳町 子ども支援課 申込方法など詳しくはホームページをご覧ください。
お問い合わせフォーム <https://logoform.jp/16E0jH>

(2) 2025 年度東海地区「子ども条例」ネットワーク交流集会

東海地区「子ども条例」ネットワークは、東海地区において、子どもの権利保障や子ども条例、子ども施策、子どもにやさしいまちづくり等に関わる活動を担い、また、関心をもつ人々や自治体関係者が集まり、意見交換等を行うことを目的としています。2025(令和7)年度は、2026(令和8)年1月24日に名古屋市千種区にある愛知工業大学自由が丘キャンパスで開催され、擁護委員が報告を行うとともに、調査相談員4名が参加しました。

2 主な外部研修

(1) 第1回子どもの相談・救済に関わる交流研修会

日 時	2025(令和7)年5月18日(日)
主 催	東海地区「子ども条例」ネットワーク
テ ー マ	実践事例の検討を通して、子どもオンブズワークの意義を討議
参 加 者	調査相談員5名

(2) 名古屋市思春期精神保健関係者研修

日 時	2025(令和7)年8月22日(月)
主 催	名古屋市精神保健福祉センター
テ ー マ	不登校の子ども心の理解
参 加 者	調査相談員1名

(3) 名古屋市ヤングケアラー支援事業支援関係者研修会

日 時	2025(令和7)年9月29日(月)
主 催	名古屋市、なごやヤングケアラーコネクト Pocket
テ ー マ	ヤングケアラー ～実践から見えてきた2つの課題～
参 加 者	調査相談員2名

(4) 日本電話相談学会第38回大会(オンライン)

日 時	2025(令和7)年11月29日(土)～30日(日)
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	カスタマーハラスメントの基礎 ～その考え方と動向
参 加 者	29日:調査相談員5名 30日:調査相談員6名

3 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。

(1) 外部講師による研修(敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの)

日 程	講 師 (所 属 等)	内 容
7月23日	杉岡 正典(名古屋大学大学院教育発達科学研究科・教育学部 准教授)	ゲートキーパー研修 ※
11月19日	石井 美納子(名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋)	発達障害の理解

※健康福祉局所管「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を利用

(2) 擁護委員による研修

擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、調査相談員に対し、擁護委員が研修を複数回実施しました。

【子どもの権利擁護について】





Ⅵ 子どもの権利擁護委員制度

Ⅰ 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989(平成元)年、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけではなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明確に示しました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」だけではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在とされています。

国連子どもの権利委員会は、子どもの権利を保障していくために特に大切な4つの一般原則を明らかにしています。差別の禁止(第2条)、子どもの最善の利益の保障(第3条)、生命・生存・発達の権利の保障(第6条)、そして子どもの意見表明権の保障(第12条)です(一般的意見5号)。大人は、その子どもに関わることをすべてにおいて、「子どもの最善の利益」(子どもにとって一番良いこと)は何かを第一に考えることが必要であり、それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはならないものです。子どもは権利の主体であるため、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、国連子どもの権利委員会は、子どもの権利擁護機関(子どもオンブズパーソン、子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済機関などといいます)を作ることが必要だと指摘をしています(一般的意見2号)。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています(2019(平成31)年3月5日 日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見パラグラフ12)。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、行政から独立した立場で、子どもの権利が守られているか監視する役割を果たすために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行うとともに、申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成11）年に設置された兵庫県の「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した1994（平成6）年は、西尾市立中学2年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では2004（平成16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。2026（令和8）年1月現在、名古屋市も含め全国で60の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているとされています（設置準備中も含む。出典：子どもの権利条約総合研究所ウェブサイト）。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、60の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に1度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

VII 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、擁護委員条例に基づき、擁護委員を設置し、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

I 設置までの経緯

(1) 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008(平成20)年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、2016(平成28)年に施行されました。

これらのことを背景として、2018(平成30)年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会(以下本項では「支援協議会」という。)に「子どもの権利擁護機関検討部会」(以下本項では「部会」という。)を設置し、検討を行うこととなりました。

(2) 部会

部会では、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について議論が行われ、意見書「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」として、2018(平成30)年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」の概要

区 分	内 容
基本的な 考 え 方	○ 子どもの権利擁護に係る委員(以下「権利擁護委員」という。)は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組 織 ・ 体 制 等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機 能	<u>権利擁護委員の職務及び責務</u> ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。

	相談、申立て調査及び勧告等 ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。
--	--

(3) 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、2018(平成30)年12月から2019(平成31)年1月にかけて市民の皆さんのご意見を募集(意見提出者数:24人)し、制度構築に反映しました。

(4) 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例(案)」を2019(平成31)年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、2020(令和2)年1月14日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

2 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

(1) 条例における特徴

① 子どもの権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます(なごや子どもの権利条例第19条の2)。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視しています。

○ 第1条(設置)

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を置く。」

○ 第3条(所掌事務)第4号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第9条(委員の責務)第1項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

② 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が擁護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

○ 第4条(委員)第2項

「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」

○ 第10条(市の機関の責務)

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第11条(全ての者の責務)第1項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第12条(相談及び申立て)第1項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第15条(勧告又は要請)第3項

「第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」

○ 第16条(報告)第1項

「委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」

○ 第17条(再調査等及び再勧告等)第1項～第3項

「委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。」

○ 第18条(公表)第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

(2) 独立性を担保するための仕組み

擁護委員の独立性については、①に掲げたとおり、擁護委員条例第4条第2項や第10条において規定されているところです。

一方、擁護委員条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を2020(令和2)年4月から配置することとなりました。

(3) 市長への報告

擁護委員は、毎年、その活動状況について市長へ報告するため、市長報告会を開催しております。市長報告後には、報告書を名古屋市公式ウェブサイト等へ掲載し、公表しております。

○ 第19条(活動状況の報告)

「委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。」

VIII 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

I 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

(I) 体制

① 子どもの権利擁護委員(5名)

※2026(令和8)年5月31日時点

氏 名	所 属 等
吉住 隆弘(代表委員)	中京大学心理学部 教授(臨床心理学)
川口 洋誉(代表委員代理)	愛知工業大学基礎教育センター 教授(教育学)
北川 喜郎 (2025(令和7)年9月20日～)	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授(社会福祉学)
間宮 静香	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長
粕田 陽子 (～2025(令和7)年9月19日)	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員

② 子どもの権利擁護調査相談員(15名)

※2026(令和8)年5月31日時点

擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としています。

③ 子どもの権利擁護機関参与(1名)

擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員と事務局のいずれからも独立した立場から、擁護委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督、事務局の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏 名	所 属 等
半田 勝久	日本体育大学体育学部 教授(教育学)

- ④ **子どもの権利擁護機関専門調査員(8名)** ※2026(令和8)年5月31日時点
擁護委員の指示のもと、関係法規や制度、社会環境等について専門的な視点から情報収集や分析等の作業を行うため、2022(令和4)年度から非常勤特別職の「専門調査員」を配置しています。主に研究者や弁護士が担っています。

- ⑤ **子どもの権利擁護機関事務局(3名)**
子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。
相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

(2) 相談

① 相談受付方法

「なごもっか」における相談では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としています。

- 電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994 はなし きくよ
大人用電話番号 052-211-8640
※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

- FAX 052-211-8072

- 面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK 名古屋放送センタービル6階

※ 初めて相談する子どもからの面談予約はLINEからもできます。



友だち追加はこちらから！

② 相談できる曜日と時間

月曜日	午前11時から午後7時	(受付は午後6時30分まで)
火曜、木曜、金曜日	午前11時から午後9時	(受付は午後8時30分まで)
土曜日	午前11時から午後5時	(受付は午後4時30分まで)

※ 祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

③ 相談を受けてからの流れ

例えば、こんなとき

学校で

- ・友達が嫌がらせする。
- ・先生に相談しにくい。
- ・部活の指導が厳しい。体罰された。



家で

- ・家にいたくない。
- ・自分の時間がない。
- ・きょうだいや家族の面倒をみないといけなく。



他にも

- ・人に言えないイヤなことがある。
- ・このルールおかしくない？
- ・みんなと違うのはダメなの？など

相談

お話を聴きます。
相談にお金はかかりません。



電話で



ファックスで



会って



手紙で

LINE から面談予約もできるよ。
友だち追加はこちらから



秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
「なごもっか」以外の人（保護者、学校、その他）には
相談内容を伝えません。



あなたの気持ちを一番に一緒に考えます



- ・どうしたいかな
- ・どんなことができるかな

調査・調整

- ・擁護委員が、関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・擁護委員が、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

解決・権利の回復

あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。
・安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など



(3)「なごもっか」における子どもの参画

「なごもっか」では、運営や広報活動に関して子どもの参加する権利を保障するため、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームを創設することにし、市内在住又は在勤、在学の18歳未満の方を対象に、2022(令和4)年7月に募集を開始しました。2026(令和8)年3月31日時点で126名が登録しています。また、名称は、登録してくれた子どもたちから募集し、投票してもらった結果、「てつなぎなごもんず」に決まりました。

2025(令和7)年度は、8月10日に青少年交流プラザ・ユースクエアで開催される夏祭りにブース出展することになり、子どもの権利や「なごもっか」を知ってもらうための企画をみんなで考えました。

夏祭り当日は、来場者と一緒に遊びながら子どもの権利について学べる輪投げコーナーやクイズコーナーを実施して、楽しく運営しました。

また、2025(令和7)年9月から新たに擁護委員に就任した北川委員に対し、インタビューを実施し、その内容を「なごもっか」公式ウェブサイト等で公開しました。

てつなぎなごもんずの活動は、「なごもっか」公式ウェブサイト「てつなぎなごもんずの部屋」で紹介しています。



<https://nagomokka.city.nagoya.jp/hold_hands/>



◎「てつなぎなごもんず」の登録状況

※2026(令和8)年3月31日時点

区 分		人 数	備 考
未就学		3 人	(内訳:3歳、4歳、6歳に各1人ずつ)
小学生	低学年	38 人	(内訳:1年生6人、2年生11人、3年生21人)
	高学年	52 人	(内訳:4年生24人、5年生14人、6年生14人)
中学生	1 年生	10 人	
	2 年生	8 人	
	3 年生	4 人	
高校生	1 年生	5 人	
	2 年生	5 人	
	3 年生	1 人	
合計		126 人	

(4)「なごもっか」における若者の参画

「なごもっか」では、子ども向け活動報告会やてつなぎなごもんずの活動等へ大学生等の若者がボランティアとして参加することにより、多様なアイデアに基づく活発かつスムーズな運営とするとともに、若者世代に対して子どもの権利や「なごもっか」のより一層の周知啓発につなげています。

2025(令和7)年度より、大学生等の若者のボランティアの名称を「なごもっかサポーター」として募集をしており、「なごもっかサポーター」の要件としては以下のア及びイに該当する方としております。

ア ボランティアの登録申込みを行う時点で18歳以上25歳未満の方

※高校在学中の方は除く。

※ボランティア登録後25歳に到達した方は、25歳到達年度の年度末までボランティアを継続できるものとする。

イ 子どもの権利や「なごもっか」について理解し、「なごもっか」と一緒に活動できる方

「なごもっかサポーター」は2026(令和8)年3月31日時点で5名の登録があり、2025(令和7)年度は、8月10日のユースクエアでの夏祭りや11月1日のとだがわこどもランドでの子ども向けイベント等へご参加いただき、運営を手伝ってくれました。

「なごもっかサポーター」は一般の方の他にも、かつて「なごもっか」へ相談してくれた方も登録してくれています(p.78~79「なごもっかサポーターからの手紙」参照)。

令和7年度なごもっかサポーター募集

あなたもなごもっかと一緒に活動しませんか？

ボランティア保険加入 活動に応じて報酬あり

●活動内容
「なごもっか」の活動の企画・運営のお手伝い
・子ども向け活動報告会や、てつなぎなごもんずの活動など。
・活動期間は令和7年度(令和8年3月31日まで)です。
その期間中、7回程度活動いただくことを予定しています。
・活動日時等が決まり次第メールでご案内しますので、みなさんの都合にあわせて参加することができます。

●参加できる方
ア及びイに該当する方
ア サポーターの登録申込みを行う時点で18歳以上25歳未満の方
※高校在学中の方は除きます。
※25歳のお誕生日後、最初の3月31日まで参加できます。
イ 子どもの権利や「なごもっか」について理解し、
「なごもっか」と一緒に活動できる方

●登録申込みの方法
登録フォームから
登録期限は令和8年3月31日まで

<お問合せ先>
名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」事務局
(名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課分室)
名古屋市東区東桜一丁目13番3号NHK名古屋放送センタービル6階
TEL (052)211-8071/FAX (052)211-8072
a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

IX なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、2008（平成20）年4月に施行しました。その後、2019（平成31）年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、2020（令和2）年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、2020（令和2）年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



I なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

- 安全に安心して生きる権利
命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど
- 一人一人が尊重される権利
個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど
- のびのびと豊かに育つ権利
学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど
- 主体的に参加する権利
意見を表明する機会が与えられること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

- 共通の責務
市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う
 - ①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
 - ②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

- 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

- 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考
えるなど

- 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全
で安心な地域づくりに努めたりするなど

- 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解
し、意見表明することができるよう支援するなど

2 これからの取組み

(1) なごや子ども・子育てわくわくプラン2029

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施して
いくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

2025(令和7)~2029(令和11)年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわく
プラン 2029」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条
例を普及啓発していくことや、子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

(2) 子どもの社会参画の推進

なごや子どもの権利条例では、子どもの権利のひとつとして「主体的に参加する権利」を
掲げており、子どもは意見を表明する機会が与えられていることや、自分たちの意見が尊重
されること、そして意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられ
ることが保障されなければならないとしています。

子どもの権利である「主体的に参加する権利」を保障する観点から、子どもの社会参画
が推進されるよう、子どもの社会参画の意義や子どもの意見を聞く際の留意点等を取りまと
めた「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」に基づく市職員による継続的な取り組み
を推進しています。また、2024(令和6)年9月には市公式ウェブサイト上に子どもを対象と
したウェブアンケートを集約する「なごや子どもアンケート」ページを開設しています。

(市公式ウェブサイト「子どもの社会参画の推進」ページ)

<<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-7-6-4-0-0-0-0-0-0-0.html>>



× なごもっかの紹介 ～相談員から子どものみなさんへ～

なごもっかってこんなところ！



こ けんり まも そうだんしつ
子どもの権利を守るための相談室です。
なや しんばい そうだん
悩みや心配ごと、どんなことでも相談できます。
き も き いちばん
あなたの気持ちを聞いて、あなたにとって一番いいことを一緒に考えます。



なごもっか

いりぐち
入口



いりぐち
入口カウンター



プレイコーナー

えほん お がみ
絵本や折り紙、カードゲームなど
あそ はなし
遊びながらお話しもできるよ



めんだんしつ
面談室1



めんだんしつ
面談室2

なごもっかのマスコットキャラクター
なごもんです！よろしくね！



なごもっかにいるのはどんな人？



ちようさそうだんいん
調査相談員

はなし さいしよ き ひと
みなさんの話を最初に聞く人です。

にん そうだんいん
15人の相談員がいます。



こ けんりようごいん
子どもの権利擁護委員

かんが ひと
いっしょに考えたり、いろんな人に
ねが ひと
お願いしたりする人です。

にん ようごいん
5人の擁護委員がいます。

なごもっかにはどうやって相談するの？

でんわ
電話で

こ せんよう
子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994 (無料)

じょうず はな だいじょうぶ
上手に話せなくても大丈夫



FAXで

052-211-8072



そうだん ようび じかん
相談できる曜日と時間

げつ 11:00 ~ よる 夜7:00
か ちく きん 11:00 ~ 夜9:00
・火・木・金
・土 11:00 ~ 夕方5:00
(受付は終了30分前まで)

あ
会って

なごもっかに来てもらって、お話を聞きます。
でんわ よやく
電話か LINE で、予約をしてください。
LINE よやく ほうほう
LINE 予約の方法は次のページを見てね。



なごやしひ がしくひがしくらいっちょうめ ばん ごう
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
なご ほうそう
NHK名古屋放送センタービル6階

てがみ
手紙・なごもんレターで

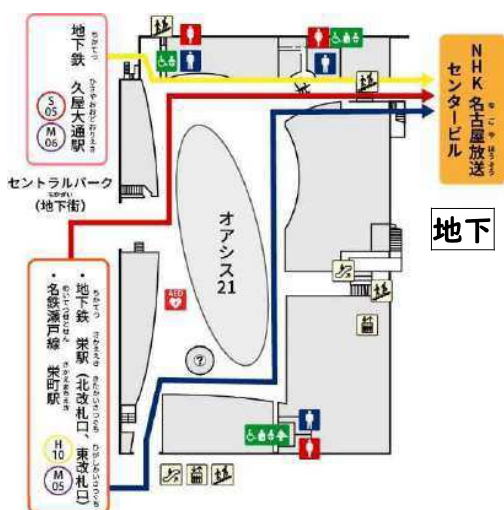
なごもんレターとは、
なごもっかにとどく手紙の事です。
くわしくは次のページを見てね！



このビルだよ



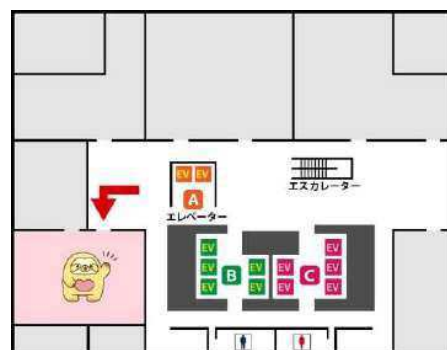
さかええき・ひ さ や おおどおりえき
栄駅・久屋大通駅から、なごもっかへの行き方



ち か かい
地下2階のエレベーターから
6階に上がって来てください



〈6階〉



ち か がい
地下街から
ちじょう て い
地上に出ないで行けるよ



かい かど
6階の角に
なごもっかの相談室があります

そんな相談方法もあります！



◆なごもんレターや手紙での相談◆

★例えば…

なごもっかに手紙が届きました。



おこづかいを増やしてほしい。

お返事と「なごもんレター」を一緒に送りました。

お手紙をありがとう。

どうすればあなたの気持ちをわかってもらえるのかな？

お話をしたことあるかな？



後日、「なごもんレター」が届きました。



話をしたよ。でも無理だった…。

話は聞いてくれたけど、なんでだめなのか教えてくれなかった。

お手紙ありがとう。

がんばったんだね。どうしてだめだったのかな…。



※その後も、何度かお手紙でのやり取りが続きました

◆初めての面談はLINEで予約ができます。

2026年〇月〇日(〇)15:00~16:00

なご丸 〇〇歳

市内在住、一緒に来る人 など



※このあとの返信は自動応答です。

個別の返信はできません。

★日時が決まったら LINE が届きます。

なご丸さん、相談の予約日時が決まりました。予約日時：……



★前日にも確認の LINE が届きます。

※ LINE で相談はできません。

※ LINEアプリからの友だち登録をしてね。

・右の二次元コードを

読み取って友だち登録

・ID「@846npgba」より

友だち登録



◆「なごもんレター」って?? ◆



学校で配られたり

児童館においてあったりするよ

(表)

(裏)



裏面に書いて、折って、のりづけして、郵便ポストへポン！
切手はいらないよ。住所を書いたらお返事を書くよ。

なごもっか ができること

相談のながれ

話を聞きます



でんわ
電話で



あ
会って



てがみ
手紙



ファックス
FAX

ひみつは 守ります



あなたが「いいよ」と
言わないことはお家の人や
先生に勝手に言わないよ。

会って話す時は、 お友だちと一緒にでもいいよ

考え方や気持ちは一人ひとり違うので、別々に
聞くようにしていますが、不安や心配な時は
一緒にお話ししてもいいよ。

あなたの気持ちを一番に、 一緒に考えます

どうしてほしいかな？

どうしたいかな？

どんなことができるかな？



調べる・協力してもらう(調査・調整)

あなたの希望にそって、あなたの周りの大人に
話を聞いたり、協力をお願いしたりします

もっといい方法に直すように なごもっかが大人たちに意見を伝えます (勧告・要請)

解決・権利の回復

どうすればいいかわかった



げんき
元気になった



<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでも「申立て」をすることが
できます。「申立て」があったら、
擁護委員が調査し、必要であれば
調整をします。

※「申立て」がなくても相談にかかわる
関係機関とやりとりをすることがあり
ます。

<発意>

相談や申立てがなくても、
子どもの権利侵害があると
思われる場合に、擁護委員の
意思で調査や調整をします。
これを「発意」といいます。

<勧告・要請>

調査や調整の結果、
権利侵害があれば、
権利を回復するために、
他の機関に対して対応や
制度の改善を求めます。

ねんど かつどうほうこく
2025年度 活動報告



こ どもから あたら そうですん
子どもの新しい相談は
1年で 259件 ありました



こ そうですん
子ども相談ランキング

- 1 とも ほか ひと 友だちや他の人のこと 2 こころ 心やからだのこと 3 かぞく かんけい 家族の関係

こうしき
なごもっか公式ウェブサイトも見てね!!

こちらから→



かつどう
こんな活動もしています!

「てつなぎなごもんず」とは、
いっしょ かつどう なかま
なごもっかと一緒に活動してくれる仲間たちのことです
げんざい なかま めい
現在の仲間は 126名! メンバー募集中!!

かつどう
てつなぎなごもんずの活動



きたがわいいん
10月25日北川委員へのインタビュー

なつまつ
8月10日ユースクエア夏祭り
あいだ かいじゅんぴ
6/14~7/24の間に4回準備をしました

たいけんかい
3月28日なごもっかまるごと体験会

かつどう こうしき
活動のようすは公式ウェブサイト内の
「てつなぎなごもんずの部屋」で見られるよ!



かいいんどうろく
会員登録もこちらから→



がっこう けんりがくしゅう
学校での権利学習

なごやしな いしょうがっこう ちゅうがっこう けんり じゅぎょう おこな
一名古屋市内の小学校や中学校で権利の授業を行いましたー



こ けんり
子どもの権利について、
なごもっかのようごいん ちょうさそうですん
擁護委員と調査相談員が
はなし
わかりやすくお話するよ!



こむ かつどうほうこくかい 子ども向け活動報告会

—2025年度は3か所で行いました—



〔8月10日ユースクエア〕

みなとじどうかん
〔8月8日 港 児童館〕



てんぱくじどうかん
〔8月28日 天白 児童館〕



これは「**言いたい!!**」のみんなの**こえ**

ほか
他にもいろいろなイベントを開催しています！

じどうかん い 児童館に行きました！

なごもっかの相談員が児童館に出かけて
ちいき こ 地域の子もたちと交流しています。



なごもんの権利の絵合わせ♪



てんぱくじどうかん
〔天白 児童館〕



なかがわじどうかん
〔中川 児童館〕

なごもっか×志段味図書館 「遊んで知ろう！子どもの権利！」

12月17日～2026年1月22日 けんり 権利のシール投票！

2026年1月17日 イベント開催！

なごもん福笑い♪



としょかん ししょ 図書館の司書さんによる権利の絵本の読み聞かせも♪

ユースクエア まるごとフェスティバル

2026年3月15日

こ 子どもの権利となごもっ
かに関するクイズを
おこな 行いました！



とだがわこどもランドでの クイズラリー

11月1日

けんり 権利のクイズラリーを開催！
たの 楽しく権利のことを知って
もらいました♪



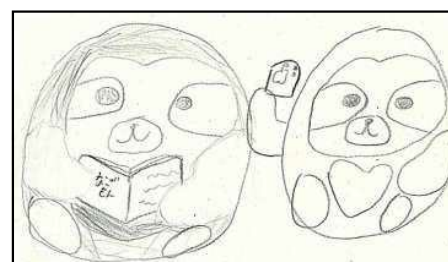
みな^かが描^{さく}いてくれたなご^{ひん}もと作品



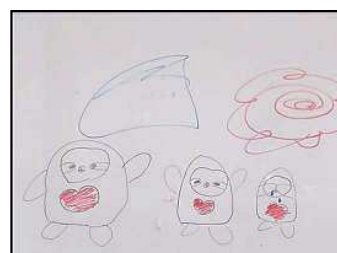
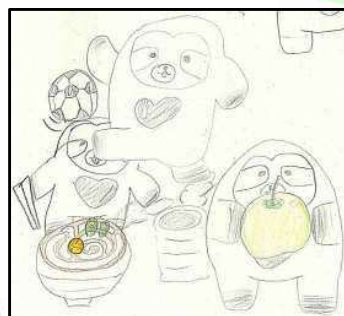
ステキに描^かいてくれて
ありがとう!!



そう^{だん}お^がみ^つく
相談しながら折り紙で作ったロボットなど



← オリジナルなご^かもんを描^かいてもらったよ



なご^{あそ}もんのぬいぐるみで遊んだあとに描^かいた絵^え

なごもっかに相談したらどうなるの？

① なごもっかへ電話で相談

🌸学校で友だちの仲間に入れない🌸

なごもっか 子どもの権利相談室です。

あの・・友だちと上手く遊べなくて。

お話を聞かせて。一緒に考えるよ。

「遊ぼう」って言っても断られちゃう。
仲間に入れないから遊べない。

仲間に入らなかったんだね。
どう思った？

悲しかった。

悲しくなったんだね。
あなたはもうどうなると思う？

みんなと仲良く遊びたい。

みんなの気持ちもあなたの気持ちも
大切にされるといいね。
お友だちとはどうしていいのかな？

言ってみようかな。でも、言われたら
嫌かなって思っちゃう。

どうやって言ったら友だちが嫌な思
いをしないか。伝える練習してみよ
うか？

友だちに言ってみようと思う。

上手くいかなかったり、
どうしたらいいかわからなかったら
またなごもっかに話してね。
どうしたらいいか作戦会議しよう。

② なごもっかで会って相談

🌸親と上手く話ができない🌸

相談できますか？

お部屋が空いているので
お話しできますよ。

親には言ってこなかったけど
大丈夫ですか。

大丈夫。秘密は守ります。

友だちには話にくいし、言ってもいいか
どうかもわからない。

親の言うこともわかる。でも私は
〇〇がしたい。いろいろ考えちゃう。
なかなか言いたいことが言えない。

自分の気持ちを聞いてもらうことは
大切なことだよ。どうしていいか
いかに、何ができるか、あなたの気持
ちを一番に一緒に考えるよ。

たくさん話できました。
また話したい。

電話で話すこともできるけど
また会って話せるといいね。
いつだったらいいかな。

◎月◎日16時以降ならば部活が
ないので来られます。

◎月◎日16時に
また話しましょう。

※電話で予約してくれるとお部屋が
空いているかどうかわかるよ

なごもっかに相談したらどうなるの？

なごもっかでは、相談者からの相談に基づいて、関係する人たちに話を聞いたり協力を求めたりするなど、相談者の代わりに関係する人たちに気持ちや意見を伝えることがあります。ここでは学校との話し合いの例を紹介します。（実際の相談をもとに内容を一部変更しています）

相談内容：相談者Aさんの話

学校の友だちのBさんにいじめられている。先生に相談したら、先生はBさんに聞いてくれたけど、Bさんは「いじめていない」と嘘をついた。先生はBさんの言葉を信じて、私に「Bさんと握手して仲直りしよう」と提案した。先生に信じてもらえなくて悲しかった。今もBさんからのいじめが続いている。このままいじめが続くなら、学校に行きたくない。いじめについて、先生からBさんにもう一度聞いて欲しい。

なごもっかの動き

Aさんの希望を受け、相談員と擁護委員が、Aさんの気持ちを学校の先生に伝えることになりました。Aさんの話を先生に伝えたところ、先生は「今もいじめが続いていることは知らなかった。もう一度Bさんから話を聞くことにします」と言ってくれました。

後日、先生から聞いたことをAさんに面談で報告したところ、Aさんは「少し安心した。私も先生と直接話して、自分の気持ちを伝えたい」と言いました。先生たちにAさんの希望を伝え、Aさんと先生の話し合いの場が用意されることになりました。Aさんの希望で、話し合いの場に、相談員と擁護委員も同席しました。話し合いの場でAさんは、自分の思いを直接先生に伝えることができました。そして、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました。



Aさん

Bさんにいじめられている。先生に言ったけど信じてもらえなかった。いじめについて、先生からBさんに聞いて欲しい。



なごもっかと学校との話し合い



なごもっか

Aさんは、いじめについてBさんに聞いて欲しいと言っています。

いじめが続いているとは知らなかった。Bさんと話してみます。



Aさんになごもっかから結果を報告



Aさん

少し安心した。自分で先生に直接気持ちを伝えたい。



学校での話し合いの場



Aさん

話し合いの場で自分の思いを先生に伝えることができて嬉しかった。

その後、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました



この相談に、主に関係がある権利…

「安全に安心して生きる権利」
「主体的に参加する権利」





なごや子どもの権利条例



すべての子どもが
幸せになるように
名古屋市がつくった約束です

安全に安心して生きる権利

- ・命が守られます
- ・周りから愛されて育てられます
- ・いじめや暴力などから守られます
- ・安心して過ごせる居場所があります



のびのびと豊かに育つ権利

- ・学ぶことができます
- ・遊ぶことができます
- ・ゆっくり休むことができます
- ・いろいろな人と触れあうことができます



一人一人が大切にされる権利

- ・自分らしさが大切にされます
- ・自由に考え、表現できます
- ・周りから認められ、頼りにされます
- ・ありのままのあなたが大切にされます



主体的に参加する権利

- ・思ったことや感じたことを周りに言い、聞いてもらうことができます
- ・自分たちの意見が大切にされます
- ・意見を聞いてもらうために、周りの人に手伝ってもらえます



❖ 相談員からメッセージ ❖

うまく言えなくても いいよ
何に困っているのか わからなくても いいよ
途中で気持ちが変わっても いいよ
「言ってみようかな」と思ったとき
なごもかを思い出してくれたら うれしいな



0120-994-874
はな 相談員より

COLUMN



なごもっかサポーターからの手紙

なごもっかに相談していた当時の私は、高校 2 年生だった。進級に伴い、新たな人間関係の構築や、新クラスとの相性の不一致、従来の友人との付き合い方等に悩みを抱いていた。毎日登校することさえ、一苦勞で、放課中においては、教室外に逃げ場所を確保していたほど居心地が劣悪だった。そのため、学校の教員や、スクールカウンセラー、共通の友人等に毎日話を聴いてもらわないと、不安・ストレスが緩和されず、鬱状態に陥りそうだった。とにかく、話を聴いてくれる人を探しては、長時間居座るというような日々を繰り返していたのだ。

新年度が開始してから、まもなく、学校の相談室より、なごもっかに関するカードが配布された。「悩んだときは相談してね 秘密は守ります」の文字に加え、電話番号が記載されている仕様だった。「第三者の人間は、悩みを打ち明ける相手として好ましい」ということを事前に聞いたことがあった私は、頼る場所を増やす意味で、試しに電話をかけてみた。日常生活で関わることのない見えない相手に対し、自分の胸の内を明かしたとしても、受け入れてもらえるか否か、多少の緊張をしつつも、自分の想いを詳細に説明しようと努めた。

当時電話に出て下さったなごもっかの相談員さんは、私の言葉 1 つ 1 つに真摯に受け止めてくれ、言葉に詰まったり、上手く想いを言語化できなかったりしても、「待つ」ことによって、私の発言・意思を誘導することなく、本心を汲み取ってくれた。また、なごもっかへの相談を通じて、最もありがたいと思った点は、「解決方法の模索」ではなく、「傾聴」及び「共感」による安心感の提供だ。どんな悩みを打ち明けようと、どんなに長時間の相談に至ろうと、決して否定したり、嫌な態度を取ったりすることなく、耳を傾け続け、「そうですよね。辛いですよね」と共感の一言を添えてくれた。相談者が最も求めている「傾聴」と、「共感」を常に実施して下さっていたなごもっかの相談員さんは、直に会わなくても、側で見守ってくれるありがたい存在だった。

さて、なごもっかの力を借りて、精神的に回復を果たした私は、大学進学後、ある考えが脳裏に浮かんだ。「高校生の私を救ってくれたなごもっかに恩返しをしたい」。大学生の身分で、なごもっかの活動に貢献することが可能な機会を検索し、「なごもっかサポーター」というボランティアの一環を発見した。サポーターとして、イベントに参加した際には、なごもっかの理念である「子どもの権利を守る」という趣旨に基づき、子どもたちを集めて、権利に関する勉強会を行ったり、クイズラリーを通して、「人権とは何か」という問いに向き合ったりしながら、「子どもの権利擁護」に対する理解の深化を図った。人間が生まれながらにして有している「人権」は、目に見えず、無形のものであるため、概念上理解することが難しく、子どもたちの権利に関する理解を促すことは容易ではない。だが、子どもの権利を守る社会及び文化の実現のために、子どもの権利を保障しながら、相談対応、制度改善に貢献する活動に携わることができたことに、誇りと感謝を抱いている。

不安や、悩みを抱えることは、生きている以上当たり前に起こり得る。「誰かに話を聴いてほしい」、「自分の気持ちを理解してほしい」と感じた際には、なごもっかが、あなたの話に耳を傾けてくれるとともに、気持ちを受け入れてくれる。権利擁護の観点から、あなたの秘密は、守られる。どこにも頼る場所を確保しないことが、自立しているのではなく、依存先を増やすことが自立へとつながる。どうか逃げる選択肢を放棄しないでほしい。



XI 資料編 「なごもっか」の沿革

年 月		世界・国の動き	本市の動き
1989 (平成元年)	11月	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)採択【毎年11月20日世界こどもの日】	
1994 (平成6年)	4月	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)日本が批准	
2006 (平成18年)	4月		次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むため、「子ども青少年局」を設置
2008 (平成20年)	4月		なごや子ども条例 施行
2010 (平成22年)	4月	子ども・若者育成支援推進法※ ¹ 施行	
2014 (平成26年)	1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律※ ² 施行	
2016 (平成28年)	6月	児童福祉法等の一部を改正する法律※ ³ 公布	
2017 (平成29年)	2月	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律※ ⁴ 施行	
2018 (平成30年)	10月		なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領
2019 (平成31年)	3月		名古屋市子どもの権利擁護委員条例 公布
2019 (令和元年)	11月		なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
	12月	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律※ ⁵ 施行	
2020 (令和2年)	1月		
	4月		なごや子ども条例をなごや子どもの権利条例に改正
	7月		
2021 (令和3年)	2月		
	8月		
2022 (令和4年)	4月		名古屋市子どもの権利擁護委員条例を一部改正
	7月		
	10月		
2023 (令和5年)	4月	こども基本法※ ⁶ 施行 こども家庭庁 創設	
	7月		
	8月		
	12月	こども大綱 閣議決定	
2024 (令和6年)	2月		
	7月		
	8月		
2025 (令和7年)	3月		
	4月		
	8月		

「なごもっか」の活動

これまでの申立て・自己発意、提言は、
表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧
表IX-2 提言一覧



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設

「なごもっか」のマスコットキャラクター決定

「なごもっか」のマスコットキャラクター「なごもん」の名前決定

なごや子どもの権利条例 子ども解説ワークショップを実施

専門調査員設置

相談時間の一部延長を開始（木 11時～22時）

「子ども向け活動報告会」開催（第33回愛知サマーセミナー）

「てつなぎなごもんず」発足

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：東海学園大学准教授 伊藤健治氏）&なごもっか活動報告会」開催

「子ども向け活動報告会」開催（第34回愛知サマーセミナー）

「あつまれ！てつなぎなごもんず！！第1回会議やるよー！」開催

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：日本体育大学准教授 半田勝久氏）&なごもっか活動報告会」開催

相談時間の変更（火・木・金 11時～21時）

LINEによる面談予約を開始

「子ども向け活動報告会」開催（～8月。計3回。天白児童館/青少年交流プラザユースクエア/中川児童館）

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：児童精神科医 吉川徹氏）&なごもっか活動報告会」開催

てつなぎなごもんず作品完成お披露目会開催及びなごもっか公式ウェブサイト等で作品公開

「なごもっかサポーター」募集開始

「子ども向け活動報告会」開催（計3回。港児童館/青少年交流プラザユースクエア/天白児童館）

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：益子直美氏）&なごもっか活動報告会」開催

※1 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

※2 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

※5 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

※6 こども基本法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧

(2020(令和2)年1月14日～2026(令和8)年3月31日)

区分	年度	申立て・自己発意事項	経過
申立て	2019 (令和元)	他児童とのトラブル及び教員による不適切対応に関する申立て	2020.3 調査実施通知 2021.2 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	高校の出席認定に関するルールについての申立て	2020.6 調査実施通知 2023.7 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	教員による不適切対応に関する申立て	2020.9 調査中止通知
申立て	2020 (令和2)	不合理な校則に関する申立て	2020.10 調査実施通知 2023.2 調査終結通知
発意	2021 (令和3)	子どもに関わる機関における児童への対応に関する問題	2021.10 調査実施通知 2023.3 要請 2024.5 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	生徒の懲戒処分に関する問題	2022.8 調査実施通知 2024.8 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	学校教育における外国につながる子どもの権利保障について	2022.12 調査実施通知 2024.7 調査終結通知
申立て	2022 (令和4)	学校施設の安全確保に関する申立て	2023.2 調査実施通知 2024.5 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	学校施設の安全確保に関する問題	2024.5 調査開始通知 (調査継続中)
申立て	2024 (令和6)	私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て	2024.12 調査実施通知 2025.3 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	教員による不適切対応に関する問題	2025.1 調査実施通知 (調査継続中)
申立て	2025 (令和7)	高校における不利益処分に関する申立て	2025.6 調査中止通知
発意	2025 (令和7)	高校入学試験における合理的配慮に関する問題	2025.7 調査実施通知 (調査継続中)

表IX-2 提言一覧(2020(令和2)年1月14日～2026(令和8)年3月31日)

年月日	提言先	提言
2021(令和3)年 9月3日	文部科学大臣 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員	生徒指導提要の改訂に関する意見書
2023(令和5)年 1月30日	文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	生徒指導提要の改訂版についての所見
2023(令和5)年 10月23日	こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付 企画調整係	「今後5年程度を見据えた こども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する意見書
2023(令和5)年 10月26日	中央教育審議会会長 (以下、参考送付先) 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	子どもの権利を保障できる教員配置を求める意見書
2024(令和6)年 2月16日	名古屋市教育委員会事務局 企画経理課	「第4期名古屋市教育振興基本計画(案)」に対する意見書
2026(令和8)年 1月16日	愛知県知事 愛知県子ども・子育て会議	愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書

○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び

責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

（虐待、体罰、いじめ等の救済等）

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

（2）子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

（3）子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

（子育て家庭の支援）

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

（子どもの参画の促進）

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

（関連施策との一体的推進）

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

（調査研究）

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

（総合計画）

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て

支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止）

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

（1）名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 60 号）第 2 条

（2）名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号）第 2 条の表

（3）名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号）第 2 条の表

（4）名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年名古屋市条例第 8 号）第 3 条

（5）名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 57 号）第 2 条の表

（6）名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 59 号）第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成 31 年 3 月 27 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員は、第 1 条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4 条 委員の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5 条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6 条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令 4 条例 17・一部改正)

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、

調査を行わなければならない。

- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を

付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第 25 号で第 1 条から第 9 条まで及び第 20 条の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行)

(令和 2 年規則第 1 号で第 10 条から第 19 条まで及び附則第 2 項の規定は、令和 2 年 1 月 14 日から施行)

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和 4 年条例第 17 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和2年1月10日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第2条 条例第12条第1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第3条 委員は、条例第13条第4項又は第5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第4条 条例第15条第1項の規定による勧告は勧告書（第3号様式）により、条例第17条第2項の規定による再勧告は再勧告書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による要請は要請書（第5号様式）により、条例第17条第3項の規定による再要請は再要請書（第6号様式）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第18条第1項又は第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

（令6規則84・一部改正）

附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和２年規則第 123 号）

- 1 この規則は、令和２年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和６年規則第 84 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書		年 月 日
(宛先)名古屋市子どもの権利擁護委員		
申立人 住所 氏名 電話番号		
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。		
侵害を受けたとされる者	住所 氏名 生年月日 申立人との関係	
侵害をしたとされる者	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
事 案 の 概 要		
申立ての内容		
その他参考となる事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その1)(第3条関係)

調査実施通知書		年 月 日
住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋市子どもの権利擁護委員 印		
名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。		
申立ての概要		
調査の内容		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日	
勸告書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	名古屋子ども権利擁護委員 印
名古屋子ども権利擁護委員条例第15条第1項の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告の理由	
注 条例第18条第1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

第2号様式(その2)(第3条関係)

年 月 日	
調査実施通知書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋子ども権利擁護委員 印
名古屋子ども権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。	
発意の理由	
調査の内容	
備考	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

第4号様式(第4条関係)

再勧告書		第 号 年 月 日
所在地 名称 代表者氏名	名古屋子ども の権利擁護委員 印	
名古屋子ども の権利擁護委員条例第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告しま す。		
再勧告の内容		
再勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式(第4条関係)

要請書		第 号 年 月 日
住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋子ども の権利擁護委員 印	
名古屋子ども の権利擁護委員条例第15条第2項の規定により、次のとおり要請します。		
要請の内容		
要請の理由		

注 条例第18条第1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあり
ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第4条関係)

再要請書		第 年 月 日 号
住所氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋子ども権利擁護委員 名古屋子ども権利擁護委員 印		
名古屋子ども権利擁護委員条例第17条第3項の規定により、次のとおり再要請します。		
再要請の内容		
再要請の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【「なごもっか」までのアクセス】

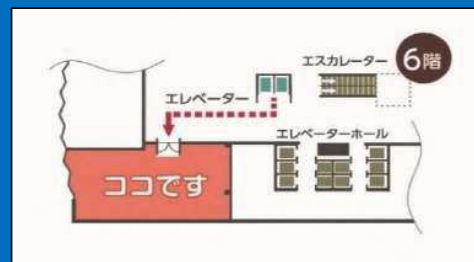
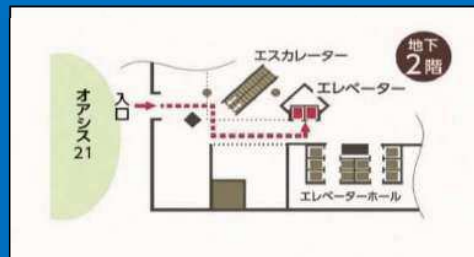
地下鉄東山線・名城線「栄」駅
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス21経由 徒歩3分

駅からの地下を使ったアクセス方法

- ・栄駅からオアシス21「銀河の広場」に出ます。
- ・広場をはさんで栄駅と反対側の方向に進むと、NHK 名古屋放送センタービルにつながる通路があります。
- ・通路を通りぬけると、NHK 名古屋放送センタービルの地下2階に到着します。

オアシス21を通り、NHK名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで6階へお上がりください。



【「なごもっか」相談専用電話】

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○「なごもっか」公式ウェブサイト

○公式X



@NagomokkaNagoya



2025(令和7)年度 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか 活動報告書

発行:名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住所:〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK 名古屋放送センタービル6階

電話:052-211-8071(事務局) FAX:052-211-8072





この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。